

平成 29 年 2 月 13 日

日本関税協会横浜支部  
山 田 事務局長 殿

横浜税関業務部  
管理課長 鈴木 一夫  
(押印省略)

関税率表第 61.09 項の「異なる色の糸から成るもの及びなせんしたもの」  
に分類される物品の関税分類について

標記の件につきまして、『関税率表第 61.09 項の「異なる色の糸から成る  
もの及びなせんしたもの」に分類される物品』の分類が、本年 3 月 1 日より、  
別紙のとおり統一されますのでお知らせいたします。

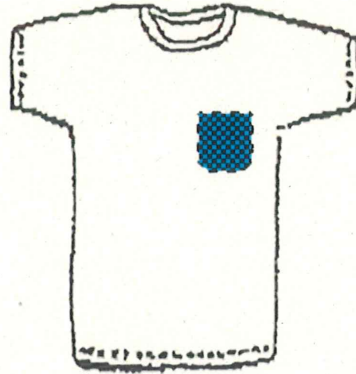
なお、本事例は税関HPに掲載されます。(掲載予定月日：2月15日)  
参考：税関HP～輸出入手続～輸入貨物の品目分類事例

✚ 貨物概要

綿製メリヤス編物から成るTシャツ

材 質：綿 100%、天竺編

性 状：半袖、ラウンドネックで袖口及び裾は折り返しており、絞る部分がないもの。左胸部になせんされたポケットを有する。



✚ 分類

関税率表第 6109.10 号－ 1 － (2) (統計番号 6109.10-012) の綿製のTシャツ（なせんしたもの）

✚ 分類理由

本品は、関税率表解説第 61.09 項に記載された「Tシャツ」の要件を満たすものであり、左胸部になせんされたポケットを有するものであることから、関税率表第 6109.10 号－ 1 の「異なる色の糸から成るもの及びなせんしたもの」として、上記のとおり分類されます。

✚ 分類のポイント

なせんされた部位がポケット部分のみであっても、「異なる色の糸から成るもの及びなせんしたもの」に含まれます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に  
おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全  
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合にお  
いては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずる  
ことがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望  
される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）